

熱中症予防のための取り組み

県中体連より、県総体当日の熱中症への注意喚起がありました。

ソフトテニス専門部としては、以下のように取り組めますので、

関係者へ周知方お願い申し上げます。

<選手・監督>

(1) 大会前日は十分な睡眠時間を確保する。

(2) キャップを可能な限り着用する。

(3) **チェンジサービス時の給水を認める。**ただし、チェンジサイズ時にボトル等を審判台下へ移動した上で、ベンチからのアドバイスのないことを条件とする。

(4) 競技規則第37条の周知

「プレーヤーに身体上の故障が生じ、プレーの継続ができなくなった場合、同一人物が1回につき5分以内、かつ同一マッチで2回以内のタイムをとることができる。」

(5) 競技規則第38条の禁止事項の緩和

「プレイヤーはマッチ中パートナー以外の者から助言及び身体上の手当を受けてはならない。」について、

「身体上の手当は、監督・コーチ等の大人が速やかに行う。」

こととし、選手の健康上の危機管理を最優先する。

(5) 第39条の周知

「プレイヤーにタイムが認められたが、許容時間内に回復ができなかった場合、タイムアップゲームセットとなり、棄権となる。負けとなったペアがすでに得たポイント及びゲームは有効とする。」

<応援生徒・引率者>

- (1) 避暑を目的としたテントを可能な限り持参し設営する。
- (2) キャップを可能な限り着用する。
- (3) 応援の際も、必ず水分補給を行う。
- (4) 日傘を可能な限り利用する。ただし、白色・銀色の傘はソフトテニスマナー上使用不可とする。
- (5) 異変を感じた場合は、速やかに本部救護室へ報告する。

<保護者・幼児>

- (1) 地面からの照り返しは小柄な幼児ほど悪影響のため、幼児への熱中症注意・配慮を最大限に行う。
- (2) 日傘を可能な限り利用する。ただし、白色・銀色の傘はソフトテニスマナー上使用不可とする。
- (3) 普段より多めの水分を参加生徒に持参させる。
- (4) 異変を感じた場合は、速やかに本部救護室へ報告する。